

令和6年第5回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和6年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和6年9月5日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和6年9月20日 午前10時00分

閉会日時 令和6年9月20日 午後1時50分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	石川 勝己	○
住民企画課長	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局長	森井 研児	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	選挙管理委員会事務局次長	宮脇 史行	○
住民企画課長補佐	小西 美和子	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
保健福祉課長	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	○
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	石川 勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	迫田 久	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会計管理者	丸尾 達也	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	×			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 佐藤 久哉 8番 高橋 剛
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	同意	2	津別町教育委員会委員の任命について	
5	発議	5	津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	議案	47	津別町幸町地区コミュニティ施設条例の制定について	
7	〃	48	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
8	〃	49	ふるさとつべつ応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	50	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町体験交流施設）	
10	〃	51	令和6年度津別町一般会計補正予算（第4号）について	
11	〃	52	令和6年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
12	議案	53	令和6年度津別町下水道事業会計補正予算(第1号)について	
13	認定	1	令和5年度津別町一般会計決算の認定について	
14	〃	2	令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
15	〃	3	令和5年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
16	〃	4	令和5年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
17	〃	5	令和5年度津別町簡易水道事業会計決算の認定について	
18	〃	6	令和5年度津別町下水道事業会計決算の認定について	
19	意見書案	7	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	
20	〃	8	物価上昇に見合う老齢基準年金等の引き上げを求める意見書について	
21	〃	9	新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書について	
22	〃	10	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
23	報告	8	令和5年度財政健全化判断比率の報告について	
24	〃	9	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
25	〃	10	株式会社相生振興公社の経営状況について	
26	〃	11	北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況について	
27	〃	12	例月出納検査の報告について（令和5年度5月分、令和6年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 佐藤 久哉 君 8 番 高橋 剛 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してある日程のとおりであります。

第 1 回目の報告から、本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　ただいま、議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

食育についてです。

食育とは、さまざまな経験を通して食に関する知識を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。平成 17 年に成立した食育基本法については、食は生きる上での基本であって、知育、体育および徳育の基礎となるものであります。

そこで、次の点についてお伺いします。

小・中学校における食育の基本的な考え方と具体的な取り組みについて、現状はどのようなものが実施されているのか等についてお尋ねします。

二つ目は、栄養教諭の配置について、発令されている職員はいるのか。また、配置されている場合、その教職員の食育についての実践内容はどのようなものになっているのか。

3 番目は、食材の安心、安全とオーガニック給食に取り組んでいる学校があるように聞いているが、これまでに実施されているものはあるのかどうか。

以上、教育長についてお尋ねしたいと思います、

項目が一つなので、引き続き、町長のほうに伺いたいと思います。

食育基本法の 13 条では、「国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するように努めるものとする」とあります。

津別町の現状と課題についてと、推進計画策定に向けた考え方についてお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　篠原さんの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君）　それでは、食育についてお答えさせていただきます。

まず一つ目の①の質問についてですが、小・中学校における食育の基本的な考え方

については、給食時間や教科等の時間を通じて、食に関する指導を行い、望ましい食習慣の形成に努めることだと考えておりますが、具体的な取り組みとしては、小学校を中心として、学習指導要領、食育基本法等に基づき、学校経営計画の中に「食に関する指導の全体計画」が盛り込まれております。その中で、まず、給食時間そのものが食育という考えですので、日々各担任等から指導しながら、給食に慣れていない1年生に対しては、4月から今月末まで、栄養教諭が給食指導を行っており、10月からは、各学年を巡回指導する予定となっております。

授業としては、1年生、2年生については、学級活動の中で、食べ物のことや生活習慣など、基本的なことを学んでおり、3年生から6年生までは、総合的な学習の時間の中で栄養教諭から食事の役割について学んでおります。また、ほかにも各教科の中で食に関連させながら学ぶ機会を設けております。

中学校においても教育計画の中で給食時間を中心とした目標を立てて推進しておりますが、農業体験で収穫した野菜等を使って調理実習を行うなどの食育授業も行っております。

全体的には、毎月の給食日より、それから年数回の食育だよりの配布、オール津別給食の実施、それから津別産、管内産、道内産の食材をなるべく多く取り入れるようにしながら、地産地消の意義と大切さを知ってもらうことも食育につながると考えております。

次に②の質問についてですが、栄養教諭については、他の教職員と同様に道教委から配置されております。また、食育についての実践内容については、先に答弁させていただいたとおりです。

次に③の質問についてですが、食材の安心、安全については、できる限り地元食材にこだわりながら、衛生管理も含め、常に最善を尽くしております。また、オーガニック給食については、定義が不明確な面もありますが、津別町としては毎週水曜日にオーガニック牛乳を提供しておりますし、有機野菜としては、玉ネギ、人参、かぼちゃなどを提供しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、引き続きまして、食育推進計画の策定についてお答え申し上げたいと思います。

食をめぐる環境は少子化、核家族化など世帯構造の変化やライフスタイルの多様化によりまして大きく変化しており、町内においても人口減少に加え、少子・高齢化が進み、食の簡便化や外部化が危惧されています。

食生活において、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食による栄養の偏りなどが起因し、肥満や生活習慣病が増加していることから、健康的な生活に必要な食について学ぶ「食育」の取り組みが必要とされています。

既に、食育に関係する機関・団体などが役割を分担して食育の推進に取り組まれており、食育の認知・関心度は高まりつつありますが、町民の食生活において、地産地消をはじめとする地場産品の活用、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保など、引き続き取り組みを行っていく必要があります。

現在、産業振興課において食育基本法に基づき、本町における食育を具体的に推進するための総合的な指針となる津別町食育推進計画の策定に向け素案を作成しているところですが、今後、関連する教育委員会、保健福祉課のほか、庁外の関係する団体等との協議を経て、今年度末には策定することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今回の食育で、委員会に学校での現状等についてお尋ねしました。

食育というふうな言葉が言われているのも、もう何年にもなっていますし、平成17年に基本法ができたということですから、もう中もいろいろかわってきていることもあるのかなというふうに思っていますが、最近、食に対するニュース等、それから気になることが幾つかあったので、改めて質問することにしました。

今、学校の取り組みについて教育長のほうからいろいろ答弁がございました。当町の栄養教諭が配置されているのと、そうでない時とでは、ずいぶん学校の給食に対する考え方というかはかわってきているんだなというふうに思っています。

学校の中で一つお願いしたい。今日の出されたメニューとかそういうことの中で、

栄養に関することなんかも先生のほうからお話されるかなというふうに思っているんですけども、私たちの年代から見ると、箸の使い方というか、どうもいろんなところですごく気になって、それは上手にどうこうということではないんですけども、あわせて何ていうんですか、それは給食のマナーといえるのかどうかはわかりませんが、先ほどの話ですと、1年生には今月ぐらいまでの間、慣れてもらうというようなことがあって、そういうのは、もう家庭でするというふうに言われてしまったらそれまでなんですけども、親子でできないこととか、大事なことは家庭というか学校でしていただきたいなと思う面もありますので、何か給食にまつわる話とか、時間があれば食事のマナーみたいなものが、そんなこともあわせて、もしされているということであれば引き続きお願いしたいなと思いますので、現状、学校現場ではないんですけども、どんなふうに行われているのか、また聞いているのか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） マナーとか、箸の使い方とか、そういう話だったと思うんですけど、今、ずっと半年間、栄養教諭が1年生の教室に入って一緒に給食を食べながらやっています、その部分では、かなり密着している時間が長いので、そういった箸のマナー的なことも教えることはできると思いますけれども、ほかの学年については、そこまではいかないということもありますし、また、そういったマナーみたいなものは、やはり学校としても基本的には家庭でやることかなということもありますので、そういう1年生のやっぱりそういう食に対することについてはやっていますが、私としても、そういう基本的なマナーの部分については家庭でやっていただくことかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 家庭と学校といろいろありますけども、今、家庭ですごく共働きが原因しているということではないんですけども、家庭の中であっても、孤食というふうに一人で食事をしているような状況と、津別ではそんなにないかも知れませんが、報道される中では、非常に家庭の中もいろいろ問題点があるかのような報道等もありますので、義務づけでどうこうということではないんで

すけれども、現状では、やっぱり1週間に月から金までの5日間ということですが、
ども、栄養も含めて、この学校給食に対するウエイトというか、補ってもらうような、
そんなふうな考え方も全くないとはいえないような状況であるというふうにも聞こえ
ていますので、こうしなきゃならないということではないんですけども、ゆとりがあ
ったときに全体を見ていただいて、そして、そういうことなんかも、せつかく配置さ
れている先生がいらっしゃるの、ただ学校の、例えば特別みたいにして、食育とい
うのは給食時間だけなのか、あるいは、さっき総合学習というのがありましたけども、
きちんとした単位みたいになって食育がされているのかどうか、改めてお聞きしたい
と思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 基本的に栄養教諭がやる授業というか、そういうものにつ
いては、先ほど話した1、2年生は学活の時間、それから3年生から6年生は総合的
な学習の時間の中でやっているんですけど、その時間は年に2時間という時間しかな
いんです。ただ、栄養教諭としてはそうなんですけど、全体的な各授業の時間等で担
任等からの食育を進める部分については、栄養教諭と調整というか、内容を打ち合わ
せしながら進めているという部分があります。

そういう中で、栄養教諭自体が関わっていなくても、食育の時間というのはたくさ
んありまして、例えば総合的な学習の時間では、3年生では、津別の農業というもの
を通して、20時間ぐらい総合的な学習の時間で学びますし、4年生では、今年は酪農
の秘密を探ろうみたいな感じで、それも食育につながってくるのかなと思いますけれ
ども、それも20時間ぐらい時間をかけてやっています。

あとは社会科の中でも、例えば、じゃがいもをつくる仕事みたいなことを副読本の
中にもありますし、あと、いろいろ理科の中では栄養、養分とか、そういう部分の勉
強とか食育といいますのは、そういう全体的な中でいろいろな部分がありますので、
栄養教諭が関わらない部分でもいろいろあるということで、ご理解いただければと思
います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 日々いろんな形でされているというようなこ

とは、今の報告の中でお伺いしました。

もう一つは、最近、先月ぐらいからか道新や美幌新聞だとか、津別新報にも出ていたんですけども、津別食というようなことが報道されて、子どもたちのニコニコしたとか、きっと大好きなメニューだったからそういうふうになったのかなと思います。津別のがそういうふうに出ていたし、よその所も、やっぱり地域に根差した形で全部の市町村が報道されたわけではないんですけども、やっぱりそういう取り組みがされているというようなことなので、津別のイメージというのもありますので、森林で、この間、津別町が出ていた時にニュースを見ていたんですけども、もう津別自体が森林セラピーの基地であるかのような、札幌のほうのコメンテーターの人が言っていたんですよ、我々はどっぷり浸かっているんで、そんなふうにはまでは思わないんですけども、そういうことも給食なんかも町の価値とか、それから津別町をアピールしていく上ですごく役立つものかなというふうに思っていますので、そんなようなところなんかも時間があったら、担当している方に機会があればお話をさせていただいて、全体で町を盛り上げて、食育の面からも盛り上げていけるというようなことがあればいいかなというふうに思っているんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この質問の中で調べていきますと、オーガニック給食というようなことで、私も津別町が週1でオーガニック牛乳を出しているということは承知しています。有機野菜等も部分的には入っているのかなというふうに思いますけども、やっぱり、すごく有名な、頑張っている市町村もあるように思いました。そこを見ると、オーガニック給食というふうに大々的に言っているけども、そこの中で調べていくと、何か一つでも使っていたらオーガニック給食をやっているんだというふうに、それは私たちの住むほうからすると、そんなことでいいのかなというふうに思うんですけども、野菜の一つが有機だったと、そういうようなことでも地域全体をあげていく、津別では、そういう畜産業の中の一つでつくられているもので、しかもそれが有機であるというようなことは、別な意味で津別町をアピールしていくことになるのではないかなというふうに思いますので、例えば給食だよりの中で、牛乳だけに限らず、玉ネギだとかジャガイモだとか、ニンジンとかもいろいろ野菜等があるかと思えますけれども、そんな中であまり過大な広告になってもまずいかなと思いますけども、そういうことなんかも、

一方では食が貧しくなっているとかといいながらも、豊食であるとか、種類がいっぱいあるような中で、関心の高い人というのは、やっぱり有機のものに目がいくと思います。

それで見えていくと、有機になると価格が全然違うから、なかなか給食では使えないというような声もあるようにも聞いています。

ですけども、やっぱり子どもの成長にとって食というのはすごく大事なんだということで、町もこういうふうにして、少し大げさにアピールしてもいいんじゃないかと思うんです。子どもがこういうふうにしていって、順調に大人になっていくというようなことも大切かなと思いますので、オーガニック牛乳以外にもっと使われているというような、されていたらちょっと申し訳ないんですけども、もっとアピールしてもいいのではないか。

それから、給食だよりというものも、今、児童数も少ないので、そういうことに対する、ちょっと次のほうにもなってしまうかもしれないんですけども、実際には、子どもたちに、こんな給食を与えているというようなこと、毎月は無関係なんですけども、特養なんかでも1日1日と献立表があって、大事な栄養素の説明等もしてあったみたいなので、次のところと被りますけども、食育の方法をつくると、町のつくるということであれば、そういうようなこと、法律とか条例ができたり何かしても、なかなか実際に町民の目に触れるということが少ないので、そこをうまく学校給食と、今、ここを担当しているのは産業振興課になるということと、幅広くいろいろ関わってくるんですけど、何かそういうものも広報に折り込まれるようなものがあつたらいいかなと思いますので、それはちょっと検討していただきたいと思います。

津別町の子どもたちは、こういう給食を食べていますとか、こんなことを町は給食センターと一緒にやってやっているみたいなのが何かで目に見えればいいかなと思いますので、ご検討いただけたらと思ったので、その辺はどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） オーガニック給食、そういう取り組みも重要だと思うんですけど、あのサイトをいろいろ見ていくと、町、その市町村の中でオーガニックというものに取り組みながら、そこの地産というか、地産地消の中で多くやれているとこ

ろは多いのかなということで、全国的にそういう所は何カ所かあると思うんですけど、条件的にやれない所は、できるだけオーガニックのものを使いましょうということでやって、あれだけ大きく、先ほど議員が言われたとおり、ちょっと一つ、二つ使っただけでオーガニック給食というようなところも多々あるのかなと思います。

津別町としても、そういう方向に進めればいいんですけど、基本的には野菜などはなるべく津別産を使うと。津別産でなければ管内産、それから道内産、道内産でなければ国産というふうな形で、なるべく地元こだわりのやっているとということで、先ほどお話しした玉ネギなんかは、結構4割か4割5歩ぐらい有機のものを使っているんですけど、ほかは町内でなかなか調達できにくいということで、使えているときと使えていないときもあり、また数量的にも少ない状態になっています。

今、話したとおり、まずはオーガニック、どこからでも高く買ってきてオーガニックという形ではなくて、町内産、なるべくそういうものにこだわりながら進めていくという方針でやっているの、それらも含めた中でオール津別給食というふうなこともやっているということで、地産地消、そのオーガニックのバランスをとりながらやっていきたいと思っています。

あと、その後の広報的な面では、いろいろ企業等に出していたときもありますけども、なかなか給食日より、子どもに対してつくっているもので、最近ですと、朝ごはんとかそういう部分、とりましょうというのを特集的にやっていることで、子どもに対してつくっているもので、そのままでは、ちょっと町に出してもあまり理解は得にくいということもありますので、あとの計画の中でも出てきますけど、その中で全体的にどういうふうに応報していくかということは、考えていければなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 学校でできる範囲というようなことは、大体、様子と取り組み方等について、それと先生方がどんなふうな指導をしていくかというようなことは、今の答弁のところでもわかりましたので、もっと、せっかくやっていることというのは、学校は学校の中で、今、子どもたちにはとか、職場にはというふうにあったんですけども、ちょっとここを読んでいく中で気づいたんですけど、朝ごはんというふうなものもありましたけど、朝ご飯のずっとアンケートみたいのを読ん

でいくと、これは津別町ではないんですけど、感覚がもう違うから何とも言えないんですけども、おやつみたいな物を食べてきても朝ごはんみたいになっているようなこととかも書かれていました。

それと学力テストをするときに、いろんな生活に向けた調査もしているかと思えます。そうすると、やっぱり回答率というか、それと朝ご飯を食べているか、食べていないかということで若干の差があるようなんです。

やっぱり、きちんと食べるということは脳の働きにもいい影響を与えるということは、もう今さらなんですけども、数字でもそんなふうに、この間の学力テストの結果等についても出ていましたので、そんなようなところも織り交ぜていけばいいかなというふうに思っています。

ある程度お聞きしたのと、食育って学校だけじゃないよというお話がありましたので、次のところというか、食育基本法に基づく話というか、13条ですか、それでさっさと見ると、数字だけですけれども、都道府県で策定しているのが、もう都道府県は100%全部の所ができていうふうに出ていました。あと、その市町村、都道府県もよくよく見ていくと、努力義務というふうに書かれていたんですけど、100%になっていて、市町村は、今、もっといつているかもしれないけど、たまたま見ていたものでは、平成27年の段階だったので、きっと増えているんじゃないかなというふうに思いますが、その時点で75%ということですから、次々つくられていっているんだなというふうに思っています。

さっき町長の答弁の中でも、来年に向けて、今年度中には町の推進計画ですが、そういうのを策定するというふうなお話でしたので、それに向けて進んでいてもらいたいなというふうに思いますが、ちょっと調べると、津別町は産業振興課が中心になって、今、策定する準備をしているということなんですけども、始まりのころは、法律ができる前なんかはスローフードですか、そんなようなことで外国の事例がたくさん、当時は出されていたかなというふうなことで、こういう環境の中で、まさかそんなに日々私たちが口に入れるものが安全で、きちっと調べたり何かしていかなきゃ大変だというような話になっているというふうには気付かなかった、外国のものが全部悪いとかそういうことではないんですけども、やっぱりその地域でできたものが

人の体には1番良くて、木材なんかもそうだという話も聞いたんです。その自分の住んでいる所の空気や水、そういう自然のもの、それが人にも、いろんなものに影響しているという話も聞いている中では、何よりもやっぱり地産地消、そこでできた物、なかなか難しいということで、最近は国産国消みたいなことのほうが、日々新しいから耳に残るのかどうかわかりませんが、そんなような話もある中で、町民向けにはじゃあどうしていったらいいかということなんです。推進法の津別版をつくれればそれで終わりということではなく、やっぱり何ていうか、それぞれの世代でとか、年代で、やっぱり健康に生きていくためには、食が最も大切であるということと言うまでもないということなんですけども、そこで、さっきの教育長のお話もあったんですけども、子どもの実態なんかもこんなふうになっているとか、学校給食はこうだとか、産業振興課は産業振興課の部分とか、それから保健福祉課とかそういう部分とかがあって、国なんかでも、こういろいろまたがっているから最終的には、ちょっと解釈が違っているかどうかはわからないんですけども、幅広いから、最終的には内閣府みたいなところも相談に応じるというようなことであるんですけども、今、準備中というか、その中でどんなことが課題になっているか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） まず食育基本法に基づく推進計画については、国の基本計画が農林水産省で、北海道の推進、北海道食育推進計画は農政部が担当、主管として進んでおります。

先ほど議員の質問の中にもありましたが、すごく幅が広くて、どこがということにはならないということがありますので、津別町としては、まず計画の策定は産業振興課が中心となってということで、素案を今つくり上げているところでございます。

管内的にも、そうはいいながら食育基本計画という名称ではなくて、例えば健康づくり計画だとか、あと、農業農村振興計画だとか、それが、その町の食育推進計画に置き換えているという自治体もございます。津別町も健康づくり計画がいろいろあるんですが、改めて食育の推進計画を今年度中に策定していこうということで、先ほども申し上げましたが、今年度、素案をつくり上げているところであり、今後、関係する保健

福祉課、それから教育委員会等、ほかの諸団体とも打ち合わせを進めていきたいということで準備を進めております。

どのようなことかという中身につきましては、これからになりますが、課題については、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、やっぱり核家族化に起因するものや、食生活に影響することなどさまざまあります。

計画を策定するにあたって、私たちとしては、やっぱり国の計画もそうなんですが、乳幼児期、それから学童期、青年期、成人期、高齢期、また、その前の妊娠期、胎児期というものもありますが、一生にわたって食育がやっぱり大事なものであるということの位置づけの中で、学校給食だけではなくて家庭での食事、それから今、一人暮らしだとか、津別町というよりは全国で一人暮らしが増えてきて、外食に頼っているだとか、コンビニの惣菜に頼るだとか、そういうような食生活になってきている部分の影響だとか、そういうのも課題としてあげながら、それをどういうふうに進捗計画の中で盛り込んでいくかというふうになります。

ただ、今、津別町では、先ほど学校給食の中でオーガニック牛乳を取り入れたり、有機野菜を取り入れたりしていることもございますし、オール津別給食の取り組みもあります。そういう形で、いろんな立場でそれぞれ食育ということ意識しながら、また無意識の中でも進めているところがございますので、計画を策定して、新たに何かを取り組むということではなくて、今現在、取り組みを進めているものの中で、さらに実施している母体というか、実施主体のほうで食育を意識して一歩先の取り組みができるようなことができるようにというふうを考えているのと、学校だけに限らず、家庭と、それから地域、生産者、行政も含めて食育というところ、一緒に取り組みだと今申し上げましたことを、同じ方向を向いて、それぞれの立場で、それぞれの役割で進めていけるようなことに向かっていけるような計画の中身にしていきたいということで、今、素案をつくっています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 今、課長のほうから素案の中身等について、非常に幅広くということでありました。スローフードとか、こういう計画とか食育という言葉が

できたときには、津別でもそういうふうに、違っていたらあれなんですけども、保健福祉課と関連しているか、どこかわからないのですけども、食育推進員みたいな人が結構任命されていて、それはどの部分か、家庭のということを中心にされているのかなと思うのですけども、そういう素案の段階でというか、出来上がるまでの中の、そのつくり上げるプロセスというのがすごく大事だと思っています。

そこで、今、産業振興課が担うものとか、あるいは保健福祉課、学校というふうにいろいろ庁舎内の中でもそれぞれで話し合われるのかなということです。それは、それぞれの立場の人たちが机上でいろいろ考えられることを持ち寄ってつくっていくんだらうというふうに思うので、そういうところに、なかなかいろんな人員を見つけ出すということは難しいということなんですけども、私たちの生活に関係があるんだということなので、できるだけ町民の人の声を、委員会ができないのであれば、いろんな団体があると思います。学校には学校給食センター運営委員というような感じの人がいるんじゃないかなと思うのですけども、そういうところとか、それから保健福祉課のいろんな町民向けにサポートするような団体の方、どちらかというところと社協のほうになるのかもしれませんが、そして産業振興課の部類だと生産をする人みたいなところがあるかなというふうに思うのですが、この食育に対する推進法を策定するには、やっぱり忘れがちであるところの人を拾い集めるような形で計画をつくっていったきたいと思っています。

ちょっと古い話になりますけども、男子も家庭科をするようになったというような経過なんかも、自炊をする人が非常に多くなったというようなこともあって、家庭科という授業をするというふうに以前聞いたことがあったんですけども、この間、食のテレビを見てみると、サラリーマンの男性で20代で趣味とかいろいろあるから、つくるというのがすごく大変ということで、食をどうしているかという話をインタビューがあったんですけども、1日に必要な栄養を取り入れている飲み物とかがあって、それを1週間分このダンボールに入れているというようなことを言って、つくることはしない、最低限栄養を満たしているドリンクみたいのがあって、それを毎日1本ずつ飲んでいったら、もう特に困らない、エネルギーにもなるしというような話をされていて、そんなことでいいのかなというふうに見て感じたのとか、津別食を楽しく食べ

ている子どもたちの顔とか、ものすごいギャップがあつて、それぞれ個人のことだからとは言いながらも、何か違うところで本当に食が大切なんだということをみんなで考えていく必要があるかなというふうに思って、今回、食育について質問した次第です。

策定に向けて、気付かなかつたこととか、新しく気付くことがいっぱいあるかと思えますので、その辺のところを上手に組み入れて、食を大切にしている町みたいなことを、違う角度からもアピールできたらいいなと思っていますので、今、ちょっと言いましたけども、つくっていく中で課にとどまらずというようなことをされるという話になったんですけど、プラス町民の方というふうなところをどんなふうに考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） この計画を策定するにあたって、改めて策定委員会みたいなものをつくるという考えは今持っておりません。

先ほども申しましたけれども、これから素案を我々のほうで固めたものを保健福祉課や教育委員会、それから役場外の各種団体等とお話をさせていただくということもしています。その考え方は、例えば保健福祉課であれば、保健師さんの日常業務の中で、例えば健診業務だとか、その中でお母さん方から食育に関することも話をされているでしょうし、それらの実態なども把握されているのかなというふうに思っています。

それから教育委員会に関しては、先ほど教育長と議員の一般質問のやり取り、答弁ありましたけども、そういうような部分についても教育委員会等把握しておりますし、さらに社会教育事業でいけば、アソビバ！つべつなんかで生産者の方の所に行って農業体験をしているとか、そういうような取り組みもしていますので、それらに参加している子どもたちの声や、いろいろと把握されているというところを考えまして、まずは役場の職員同士になってしまいましたが、関係する課と打ち合わせをして、共有して、中身を詰めていきたい。

それから庁外、役場外につきましては、私どもの産業振興課、農協さんとか生産者の方々と仕事でも通じていますので、そういうような方々の話も聞けるというような

ことを持ち寄って、まずは協議をして、その上で、また何か必要になれば、何か次のステップというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕非常に私たちにとって大事なというか、生きていく上で大事なことであるという話から、いろんなところを巻き込んでいかなきゃいけないということも、今の答弁や学校のことも話している中で認識したつもりでいます。

ただ、非常に理想とする食育みたいのがあると思うんです。そこにいくために、今いろんな角度から考えられているんだろうというふうに思いますけども、やっぱり国が日本国民の、やっぱり食に対する考え方等に警鐘を鳴らしているんじゃないかと、心配な面があって、いろんな省庁がまたがる中で、こういうものをつくっていかなきゃいけないというふうになってきたんだというふうに思うんです。

そういうふうに考えていくと、忙しさとか、さっきもありましたけども、家庭が、昔という言い方は変ですけども、あり方というのも違うし、仕事の仕方も違うし、そこで後回しにされてきちゃった食というようなことがあって、今、ここに踏みとどまって考えていかなきゃならない、健康を維持していくためにも、何をしていくためにも必要なんだということが改めて浮き彫りにされたのかなというふうにも感じていますので、その辺のところ、答弁の中でもいろいろな段階を経て、いろんな意見を汲み上げていって、そして素案をつくりたいということですので、そこに、また食の大切さなんていうのも、いろいろな角度から出てくるんだろうというふうに思いますので、ぜひ今のような方向で、やっぱりせっかくいろいろ部署がまたがった中で考えていくので、それがきちっと全体に広がっていく、そういうような方向にしていっていただきたいというふうに思います。

今までの中で何か感じて、これはぜひというふうなこと、思いがあるのであれば、町長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうから食育の推進計画、これは今年度中につくりたいということでもありますけれども、議員がおっしゃっていましたが食育基本法は平成17年

にできまして、その後、国のほうで食育推進基本計画をつくろうということで農林水産大臣を会議の会長として、そして平成18年、平成23年、平成28年、と5年ずつ第1次、第2次、第3次とつくってきまして、現在は第4次ということで、令和3年から令和7年の5年間の国の計画になっているわけです。この中で、いろんな食育にあたっての目標数値を国がつくっているんですけども、さまざまありますけれども、その中で今回の第4次の基本計画の中では、この市町村が推進計画をつくるというのは努力義務になっているんですけども、議員も先ほど数値を平成27年ですがおっしゃっていましたが、私のほうの手元にあるのは令和元年の数字なんですけれども、全国の市町村で、既に87.5%が推進計画を策定しているという状況にあります。

これは国のほうでは、来年度、令和7年度末には100%にしたいという目標を掲げていまして、先ほどの数字は令和元年ですから、さらにまだ増えていると思いますけれども、津別町も令和6年度で策定をしていきたいなということで今進めているところです。

いろんな数字が出ていますが、これはどういうふうにして出したのかなというのは、ちょっと調べてみないとわかりませんが、国のほうの目標の中で、例えば、朝食を欠食する国民を減らすというのがあって、朝食を欠食する子どもの割合というのは、現状数値、令和2年度だそうですが4.6%という数字が国で示されているんですけども、これはどんなふうにして割り出していったのか、具体的に数字は出ていますけれども、知りたいなというふうに思います。

これを令和7年度にはゼロにしたいという目標だったりとか、あるいは朝食を欠食する若い世代の割合、これが21.5%あると、これを15%以下にしたいというような個々の数字が非常にたくさん出ていまして、こういったこともよく参考にしながら、計画づくり、担当課において進めていきたいというふうに考えているところです。

なかなか欠食だとか、さまざまな家庭に関するところでなかなか踏み込みづらいところもあるかというふうに思いますけれども、子どもばかりじゃなくて、例えばうちの職員でも、独身者の食生活はどうなっているんだろうかとか、コンビニで終わらせているのかとか、そういうことも大事なことになってくると思いますし、以前、皆さまにもちょっとお話したかと思いますが、例えば地元の丸玉木材さんが独

身寮をつくるという計画があったんですけども、コロナを契機にちょっと今、再考しているという状況なんですけれども、建設するというときに、意向がある時に社長と話した時に、社長から質問を逆に受けまして、「これから新しい独身寮をつくる上で、一番大事なことって町長何だかわかるかい」と言われて、一緒に行った担当の者が、「Wi-Fiではないでしょうか」と言ったんですけども、「いや違う、食だ」ということで、美味しいご飯を独身者に提供できるかどうかというのが一番大事なことだということでお話をされていたのがちょっと印象に残っているんですけども、そんなことで企業は企業の中で、いろいろ食についても考えられているというふうに思います。

食育の基本の中で、食育は生きる上での基本であり、知能、徳育、それから体育、これと位置づけは同じように食育も位置づけるべきであるということが進められて、基本計画も国のほうでつくって、それに基づいて市町村もぜひ協力して計画づくりを努力してもらいたいということで流されておりますので、今年度末に向けて整備をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 津別町の第6次総合計画を読みました。10年後の目指す姿の中にも、こんなふうになっていたらいいというようなことだったかと思うんですけども、やはり、その中では農業体験とかそういうものを通して子どもたちが津別の農業の魅力を云々というふうなことが総合計画の中に書かれていました。

その総合計画は、学校での食育推進や、農業体験を通じて食育のことを広めていきたいみたいなのが津別町第6次総合計画の中にもあって、やっぱり必要なことなんだろうというふうな、計画を立てた時にもいろんなことが話し合われているんだというふうに思いました。

市町村も来年度には100%に限りなく近くなるということだったので、時間は大分経過してまいりましたが、策定するまでには十分いろんなことを組み入れた計画になり、それが津別町民の方に理解してもらえるような、その後にも気を向けてほしいというか、浸透させていくような努力を続けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎同意第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、同意第 2 号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました。

同意第 2 号 津別町教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

現教育委員の中で、鈴木健二氏の任期が本年 9 月 30 日をもって満了となりますが、再度、鈴木健二氏を津別町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり鈴木氏は、令和 2 年 10 月より新規に教育委員を務められましたが、以前からの経験を生かしながら、教育委員としての経験を重ねたところで、これからの教育行政に欠かせない委員として適任であると判断させていただいたところであります。

なお、住所および生年月日は議案書に記載のとおりでありまして、任期は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

以上、ご説明といたしますので、ご同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論を省略し、これより同意第 2 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎発議第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、発議第5号 津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 議長より発言のお許しをいただきましたので、ただいま上程となりました、発議第5号 津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

このたび、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が、第208回国会において成立し、懲役、拘禁刑を創設することになったことから、令和7年6月1日の施行日までに懲役、禁錮の字句について拘禁刑に定める改正を行う必要があるため、今回、津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部の改正を行おうとするものであります。

それでは、改正しようとする内容につきましては、別紙資料の新旧対照表に基づきご説明いたします。

第52条、第53条及び第54条中、懲役を拘禁刑に改めるものであります。

議案の本文をご覧ください。

ただいま、新旧対照表で説明した内容について条文化したものであります。

附則といたしまして、施行期日について、この条例は、令和7年6月1日から施行しようとするものであり、経過措置について条例の施行日前および施行日後に行った行為に関して、所要の措置を規定するものであります。

以上、ご説明を申し上げますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

します。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第47号 津別町幸町地区コミュニティ施設条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第47号についてご説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

まず、制定理由につきましては、現在、建設中の幸町地区コミュニティ施設の円滑な管理を行うため条例を制定しようとするものです。

条例概要につきましては、施設の設置および管理に関して、必要な事項を定めるものとしています。

内容につきまして、第1条の設置規定では、多目的コミュニティスペース、商業施設を複合施設として整備し、交流によるにぎわいを生み出すことを目指し、地方自治法第244条の2第1項の規定、つまり公の施設と位置づけ、目的をもって本施設を設置するとしています。

第2条は、名称と位置について規定し、2ページに移りまして、第3条では、先ほど申し上げました施設の構成についてを規定しています。

第4条では、開館時間及び休館日について規則で定めるとしております。

なお、規則では、開館時間を午前8時30分から閉館を午後10時、また休館日を年中無休というふうに定めております。

これらについては、指定管理者が必要とあれば町長の承認を得て変更が可能となっております。

第5条では、指定管理者により管理を行わせることを規定し、第6条では、指定管理者が行う業務等、管理に関する規定を定めています。

3ページに移りまして、第7条では多目的コミュニティスペースの占用許可について、4ページの第8条では、また、その利用制限、取り消し等について。

続いて、第9条第1項では、その利用の料金や利用者の義務に係る規定を定めております。

5ページに移りまして、同様に12条では、商業施設の借り受けの許可に対しての制限、第13条では、また制限または取り消しについて。

7ページに移りますが、第14条では、借り受けにより生じるテナント料金、15条では、そのテナント料金以外の費用負担に係る規定を定めております。

8ページ後段の第16条では、テナント料等の減免について。

第17条では、転貸等の禁止について。

第18条では、特別の設備の設置許可について。

9ページに移りまして、第19条では、借り受けが終了した際の原状復旧の義務について定めています。

第20条では規則への委任についてを規定しております。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、ただいまご説明した内容について、新規制定条文としたものです。

条文の最後、附則の1といたしまして、この条例は令和6年11月1日より施行するものとし、2では施行前における指定管理者の指定等に係る準備行為ができると定めております。

以上、議案第47号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 1点だけお聞きをしたいと思いますが、幸町棟の開館時間が、ただいまの説明で8時半から午後10時までという説明だったと思うんですが、サツドラの営業時間といいますか、開店、閉店時間がわかれば教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） いわゆるドラッグストアの運営時間ですけども、今、私の聞いているところでは、午前9時から午後7時までというふうに聞いております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） この条例の中に、管理事務所をうたっていないのですが、なぜこの管理事務所について、公の施設で行政財産だというふうに思われますけども、管理事務所について設置条例にうたわないのはどういう理由なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） 管理事務所についての規定はない、それを言うとはほかの設備もないというところもあるんですけども、主に施設の利用についての定めをしているところです。

管理事務所については、以前、ご説明申し上げましたとおり、管理するための人が入る事務所になるということで、今回の条例にはうたわなかったというところであります。

条例の目的といたしましては、ありますとおり円滑な管理を行うためというふうになっておりますので、いわゆる占用利用とか、一般利用とか、開館時間等を定めたものになっておりますので、今回あえて抜いたとかそういうことではなくて、この中でうたうものとして出てこなかったというふうに認識をしていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 公の施設を設置する条例については、それぞれ用途別に条例に盛り込むと、そういうことが基本なんですけども、なぜこの施設の管理事務所が条例に盛り込まれないのか、きちんとした根拠を説明すべきかと思います。なぜかと言うと、これは、まちづくり会社が入ることから、こういう施設を設けたということから、こちらで推測する上で、そういうことから設置条例に入れないんだと、そういうことであれば少し不可解であり、きちっとこういうものを町の財産として条例に設置するわけですから、きちっとうたうべきではないかなと思います。

それが、管理事務所に入った、まちづくり会社、またこれが違う業者にかわる場合が出てくると、そうした場合に対応できるようにきちんとしておかなければ、いつまでまちづくり会社がやるという、そういう保証もありませんので、そのあたりをきちんとして、それに対応すべきことを予め念頭に置いて設置すべきではないかなと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） ちょっと今の山内議員の発言の中で、まちづくり会社のためというような文言がありました。決してそういうことではないというのは、今まで説明してきた中でいけば、そこはご理解願えるところかなと思います。

議員のおっしゃることもわかるのですが、条例の設置目的の中で、先ほどの説明とオーバーラップしますけども、いわゆる円滑な使用とか、管理についての規定をうたっていますので、これも我々も例規審査委員会の中でも議論をしたところに通っているところでもありますので、重ねてのご理解を願いたいという部分ですけども、あくまで利用の円滑化という部分で、今回出てきた、機能としては多目的コミュニティスペースと商業施設の部分になったというところでご理解をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 48 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 48 号について内容の説明を申し上げます。

資料により説明いたしますので、資料の 11 ページをお開きください。

条例改正の理由となりますけれども、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正となります。

続きまして、改正の内容です。

懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されるため、拘禁刑に改めようとするものであります。

懲役受刑者は、刑務所に収容、拘束され、刑務作業を行わなければならないのに対し、禁錮受刑者は刑務所に収容、拘束されるのみで刑務作業を行わなくてもよいのが基本でありますけれども、禁錮受刑者の申し出により大半が刑務作業に従事し、実質的に量刑を分けた意味が薄れているという状況となっております。

このようなことから、新たな拘禁刑受刑者は、各受刑者の特性に応じ、その改善、更正および再犯防止を図るため、刑務作業の有無を含め、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするものであります。

次に、新旧対照表になりますけれども、11 ページの表の上段のほうの津別町個人情報保護に関する法律施行条例になります。

第3条第3項にあります懲役という文言を拘禁刑に改めます。

続きまして、11 ページ下段の津別町職員の給与に関する条例となりますけれども、次ページに及びます第20条の2と、12 ページから13 ページにまで及びますけれども、20条の3の禁錮という文言を拘禁刑に改めます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

ただいま、ご説明しました内容について条文化したものであります。

なお、附則としまして施行期日は刑法等の一部を改正する法律が施行される、令和7年6月1日とし、経過措置としまして条例の施行日前及び施工日後に行った行為に関して所要の措置を規定するものであります。

以上、内容のご説明をいたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第49号 ふるさと津別応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第49号についてご説明いたします。

説明資料の14ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、ふるさと津別応援基金を財源として、企業版ふるさと納税活用事業を実施するため、改正内容としまして基金の対象事業に、現行条例では記載のなかった企業版ふるさと納税活用事業を追加するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項に第5号を追加し、以降、号のずれを修正いたします。

追加の第5号にあります、地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業とは、企業版ふるさと納税活用事業のことを指しており、本改正により企業版ふるさと納税としていただいた寄附金を基金に積み、それを当該事業に充てることが可能になるというものであります。

議案書にお戻りいただきまして、ただいまご説明いたしました内容について、改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第49号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 50 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町体験交流施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 50 号について説明を申し上げます。

今回の指定管理を行おうとする施設は、体験交流施設であります。

当該施設の管理運営につきましては、開設当初より現指定管理者が行ってきたところであり、指定期間満了となる令和 6 年 3 月 31 日以降は継続しない意思が伝えられ、この間、2 度にわたる指定管理者の公募を行いました。が、応募者がなく、現指定管理者の指定期間を 1 年延長したところでございます。

町といたしましては、延長期間が終了するまでに新たな指定管理者を探すべく、3 度目の公募を 7 月 12 日を期限として行ったところですが、結果 2 者の事業者より応募がございましたので、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例および同条例施行規則に基づき、8 月 19 日、22 日に選定委員会を開催し、それぞれ応募のありました事業者より事業計画、収支計画等の説明を受け、質疑を行い、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、地域との連携や活力を積極的に活用した管理を行うことが期待できる事業者を指定管理者の候補者として選定がされたところでございます。

このことから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める

ものであります。

改めまして議案に記載をしておりますが、1施設の名称等ですが、津別町字豊永 40番地5、津別町体験交流施設。

2指定管理者の名称ですが、津別町字豊永 214番地2、合同会社川瀬牧場 代表社員 川瀬伸一であります。

3指定の期間ですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするものです。

以上、議案第50号につきまして説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第51号 令和6年度津別町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 51 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において木材工芸館の天井改修工事の増額、法改正による児童手当の抜本的拡充に伴う増額などを中心とした補正予算となります。

また、給与費において、共済費の標準報酬月額定額改定、児童手当の増額など、各科目で精査を行っております。一般会計の給与費の補正額につきましては、合計で 42 万円の減額となります。

なお、特別会計につきましては、補正額が少額のため、今後に予定される人事院勧告による給与改定時にあわせて補正を行うこととしています。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 2,872 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 72 億 8,460 万 8,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 7 ページから 8 ページをお開きください。

なお、給与費について、冒頭に説明したとおりですので各款項における説明は割愛させていただきます。

また、軽微な補正につきましても説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、電算化推進経費は納税通知書等を裁断する機器の経年劣化による更新で 297 万円の増額です。

9 ページから 10 ページをお開きください。目 5 財産管理費、庁舎等維持管理経費は役場職員駐車場の舗装工事により 443 万 3,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費の空家等対策事業は、特定空家解体工事に係る水道施設の撤去工事で 34 万 1,000 円の増額です。

まちづくり基本条例策定委員会経費は、会議の開催見込みの増により関連経費の増額です。

目 2 企画開発費、町民の森自然公園管理業務は、破損しているイルミネーションの

撤去を行うもので、25万4,000円の増額です。

11 ページから 12 ページをお開きください。目 3 企画振興費、ふるさと定住促進事業は、持ち家奨励金で新築分の今後の支出見込みから 510 万円の増額と、過年度事業超過交付返還金で 162 万円の増額で、計 672 万円の増額です。

多目的活動センター管理運営経費は、体験交流施設の夏季用寝具購入等について予算流用にて対応したための流用元補填と、施設管理用パソコンの経年劣化による更新で 57 万 1,000 円の増額です。

大通・幸町地区コミュニティ施設管理経費は、大通地区コミュニティ施設の建物内通路壁面にウォールアートを制作する経費で 112 万 2,000 円の増額です。

13 ページから 14 ページをお開きください。下段の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、15 ページから 16 ページになります。障害者総合支援事業経費および、その下の地域生活支援事業経費は、過年度事業超過交付返還金で増額です。

目 5 老人福祉費、介護サービス支援事業は、いちいの園の厨房のスチームコンベクションの経年劣化による更新等の補助で、199 万 6,000 円の増額です。

最下段の項 2 児童福祉費、次ページになります。目 1 児童福祉総務費の児童手当等扶助費は、法改正による児童手当の支給対象年齢の拡大等に伴い 1,049 万円の増額です。

子ども・子育て支援事業は、過年度事業超過交付返還金で 6 万 3,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費、下水道事業会計繰出金は、下水道管理センター耐震診断業務の追加により 938 万 4,000 円の増額です。

19 ページから 20 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、農業委員会事務経費は美幌町、大空町と 3 町合同で実施の新規事業に対する農業後継者対策協議会への負担金等で 27 万 1,000 円の増額です。

下段の目 4 振興事業費の国営農地再編整備事業推進事業は、国主催の完工式にあわせて行う津別地区完工祝賀会の運営に係る経費で 165 万円の増額です。

21 ページから 22 ページをお開きください。項 2 林業費、目 2 林業振興費、木材工芸館整備事業は、木材工芸館天井改修工事で 1 億 6,500 万円の増額です。木質バイオマス地域熱供給事業は、地域熱供給の先進地視察に係る経費で 62 万 3,000 円の増額です。

23 ページから 24 ページをお開きください。款 7、項 1 商工費、目 3 観光費、観光事業事務経費は、北海道テレビ放送による津別町 P R 動画作成等に係る経費で 55 万円の増額です。

款 8 土木費、次ページになります。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、町営住宅管理経費は、西町団地の灯油ボイラー交換等の暖房設備修繕費用 300 万円の増額と、町営住宅の内部改修工事の事業費増に伴う 751 万 5,000 円の増額で、計 1,051 万 5,000 円の増額です。

款 10 教育費、次ページになります。項 2 小学校費、目 2 教育振興費、その他小学校教育振興経費は、特別支援教育就学奨励費の対象人数が当初見込みより増えたことによる増額です。

項 4 社会教育費、目 3 会館管理費、29 ページから 30 ページになります。公民館管理経費は、ペレットボイラーの経年劣化による修繕に伴い 100 万 8,000 円の増額です。

項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、スケートリンク設置管理経費は、スケートリンク造成の際に使用する散水栓の修繕に伴い 37 万 9,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金は、児童手当の法改正に伴う増額です。

款 15 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金は、国庫支出金と同様の理由による増額です。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金の地域振興基金繰入金は、ふるさと定住促進事業に係る増額です。

款 19 繰越金は、一般財源不足分の増額です。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 5 過年度収入は、子どものための教育・保育給付交付金の令和 5 年分の金額確定による増額です。

目 6 雑入のその他は、障がい者自立支援給付費の過誤納返還金で 13 万 1,000 円の増額です。

款 21、項 1 町債、目 1 総務債は、臨時財政対策債で増額。5 ページから 6 ページに

なります。目4農林業債は、木材工芸館天井改修事業で増額です。

補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は地方債補正で、2ページめぐりまして第2表のとおり追加で1事業変更で、1事業の限度額を変更し、補正後の限度額を12億815万3,000円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 1点お聞きします。

11ページ、12ページのところの大通・幸町地区コミュニティ施設管理経費の委託料のウォールアート制作業務、このことについて、当初から予定していた内容なのか、また、どういうものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） これは大通棟の、いわゆる長い屋内の廊下の部分に白い壁があったと思いますが、この白い壁、もともとあそこに絵を描けるように白くしてあったのですが、当時の施工の中には、そのウォールアートの作成までは入ってございませんでした。誰かに描いていただきたいというのがあったんですが、いろいろワークショップで描くのか、いろいろ検討はしたんですが、やはり地元のアーティストであります大西重成さんに依頼をして、7メートルぐらいある廊下といいますか、壁面に描いていただくということで、お願いをしたいというものであります。

実際は、大西さんはデザインまでということで、実際の制作については、今、施工で携わっていただいたアルファコートさんのほうにお願いをしたいなというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） それであれば、例えば、この中の内訳でいうデザインと製作についての予算の振り分けについて、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） 業務としては一括で発注をいたします。いわゆる仕様の中で大西さんのほうにデザインをさせていただきますという形で進めるような形になります。あくまで、それらを含めた制作費として、この金額を計上しております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 再度になりますけど、それであるならば、デザイン料という金額と、その含めた、いわゆるその二つの項目があると、デザインの部分の費用と、それを制作するというか形にするという業務があると思うんですが、この予算の中の内訳について、その部分がわかるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） この中の内訳ということなんですが、ちょっとすみません、手元に資料がなくて申し訳ないですけど、デザイン料は50万円ぐらいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 22ページの木材工芸館の今回改修を行うということで、1億6,500万円予算措置をしておりますけれども、この改修の具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 木材工芸館天井改修工事についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、今、木材工芸館が天井の一部が崩落というか、一部が落ちたということで閉鎖しているところでございます。

木材工芸館につきましては、昭和59年の6月にオープンしまして、平成31年4月20日にリニューアルオープンしているところですが、その時点で天井については改修

をしておりますでした。

これにつきまして、当時の内容としては委託業者からは天井の素材については一部アスベストが使われていますということでしたが、そこについては、当時、空気中のアスベストの検査をやって、特にそこにはアスベストがないということで、ある程度アスベストが安定された状態で使われているということで、その時点では問題ないということで、その部分の改修までには至っておりませんでした。

今回の木材工芸館の天井改修工事の内容につきましては、直接工事費が1億1,000万円程度、その中で仮設工事費が1,700万円程度、解体撤去工事費が2,600万円程度、内装工事が4,000万円程度、仕上げの工事費が600万円程度、一部照明を換えますので、LEDの照明の内容について1,600万円程度で、機械の設備が450万円程度といった内容となっております。

その他設計業務、共通仮設費、現場管理費を含めまして税抜で1億5,000万円、税込みで1億6,500万円という内容となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 工事費の内訳の中身はあれなんですけども、今までどおりの同じような形で改修するのか、今回これに1億6,000万円もかけるわけですから、大幅に今までと違う天井にするのか、それについてお伺いしたいと思います。

ご存知のとおり、あれは木材工芸館ということで木材、木が立ったような形で展示するというので、ああいう形状の屋根、天井にしたわけなんですけども、今回、用途はご存知のとおり子どもの遊び場含めての利用ということから、天井について今の用途にあうような形の天井にするのかどうか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 天井の形状につきましては、特に現状としては、見た目はかわりがないような形になるかと思います。

ただ、建物の構造の基準の中で、500平米以上の天井につきましては、すみません、ちょっと用語を忘れてしまったんですが、現在、そういったものに対応できるような

構造にするようにという指示がありますので、それに対応した構造に変更するものです。

加えまして先ほど申し上げましたとおり、これまでLEDの照明化ができておりませんので、LEDの照明化と、このたび足場を組みますので、前回できなかった部分のロールカーテンを設置するような形になりますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） あの施設を変更した形で、子どもたちの遊ぶ場にしたわけですが、使っている保護者含めていろいろ話が出ておりますけども、夏暑過ぎると、ああいう構造ですからそういうことでかなり言われていることはお聞きをしております。

やはり改善するのであれば、それに対応した構造につくりかえるとか、そういうことをしなければ、同じような状況でやると利用者の環境を守るような形にできないのではないかと思いますので、できればそのあたり検討してやるべきでなかったかなと。これからやるんですけども、もしそういうことを配慮できるのであれば、そういうふうにするべきじゃないかなと。

それで、この予算措置、この数字を出すのはいいんですけども、やはりどういう形状にするとか、概要にした資料を出して説明すべきではないかと。ただ数字だけ出されて説明されても、この予算をどういうふうに改修に要するのか含めて、我々が判断するにはなかなか難しいものがあるので、やはり、これからこういうものはできれば資料を添付していただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） まず前段でありました、あの施設の中身が非常に暑くて、利用者の中からもやはり暑いという意見が出ているのは私のほうにも入っております。

このたびの今回の工事の中で、そういったものの対策はできないかということで冷房の設置の可能性についても検討してございます。ただやはり、あの建物を冷却するというのには、一般的な冷房をつけますと莫大なやはり電気料等がかかるということで、その部分については今回見合わせて、今後、家庭用のようなものも含めて、小

さい設備の冷房装置をつけることを検討したいというふうに考えております。

やはりその中で、じゃあきちんとした冷房がきくような施設になるべきというお考えもあるかと思うんですけども、やはり施設の大きな天井が見える広い所で子どもたちが遊ぶというのは、平成31年のリニューアル時の中のコンセプトとしても、その部分がございますので、そこを継続して、広い空間の中で遊べるような形にしたいと考えております。

本来であれば、きちんとした図面等をお示しすべきでしたが、先ほど説明しましたとお見えた目につきましては大きな変更はございませんので、その部分は省略させていただきましたので、ご了承ください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 18ページ、児童福祉総務費の中で児童手当費1,049万円が計上されておりますが、これの財源内訳で国庫が3,104万円で、町が738万6,000円となっているんですけども、何かちょっといつもより違和感があって、町の持ち出しが多いのかなと思っているんですけども、これについて説明いただきたいと思います。

同じく20ページ、国営農地再編整備事業推進事業、委託料で国営農地再編津別地区完工祝賀会運営業務、委託料となっているんですけど、どこに委託して祝賀会をやってもらうのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから最後になります、24ページ。観光事業事務経費、PR動画作成業務なんですけれども、ちょっと聞き逃したんですけども、HBCかHTBかちょっと聞き逃したんですけども、そこに依頼してPR動画をつくるということなんですけれども、当初じゃなくて補正で組まれたということは、時期的に今でなきゃいけないということなのか、それとも何かのキャンペーンに乗ったということなのか、またそのPR効果の対象はいったいどういったところなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま佐藤議員からご質問ありました、17ページ、18ページの児童手当の関係でございますが、財源、町の分が多く見えるという

ことでありますが、今回、児童手当の改正におきまして、費用負担についても変更となっております。

これまで、例えば3歳未満の子がいる被用者につきましては、地方も費用負担ありましたが、実際には全て国のお金ということで、町の負担がゼロになっております。

そのほか詳細は割愛させていただきますが、おおむね6分の1の町の負担だったものが、9分の1ということで費用負担のほうも削減されておりますので、今回、一般財源、町の持ち出しが多く見えるということですが、町の負担については減っているということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 国営農地再編整備事業の内容につきまして、ご説明申し上げます。

国営農地再編整備事業につきましては、今年度、工事を終えるということで国のほうで一般的に完工式という工事が終わったということでセレモニーを開催します。国のほうで、こちらのセレモニーにつきましては委託業者に委託発注するということになっております。これに続きまして、祝賀会については町のほうで行いたいということで、引き続き、その委託業者にこの祝賀会についても委託をしたいと考えております。

続きまして、観光事業事務経費のPR動画作成についてなんですけれども、補正でということなんですけれども、こちらにつきましてはテレビ局のほうからお声掛けがありまして、テレビの番組作成を含めたものでございます。番組作成した内容につきましては、著作権といいますか、使うPR動画については町が使っているというような内容となっておりますので、そういったものを活用してサイネージ等に流して、皆さんにお知らせしたいというふうな考えとなっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 児童手当の件ですけれども、町の財源が減るという話はわかったんですけれども、実際は、ここに表されているところでは町負担が大きくなってい

るので、それがどのような形で町にお金を還流してくれるのか、要するに補助が、例えばこれを起債とか、そうしたものでやった場合くれるのとか、いろんな形がありますよね、臨財債のように全部戻ってくるとか。今のお話だと戻ってくるシステムの説明がちょっと欠けていたと思うんですけども、その部分ももう1回お聞きしたいと思います。

それから、国営農地の件ですけども、これ、どこがやるのかというのを聞いたのは、せっかく津別の農地が完成するんだから、祝賀会に出る料理なんかは、先ほどの話じゃないですけど地産地消というか、津別の美味しいものをいっぱい使ったような祝賀会になればいいなと思ったんですけども、例えば津別町がイニシアチブをとっていればそういうことは可能なんですけれども、そういう配慮というか、そういうことはどうなのかなというふうに思って、ちょっとお聞きしました。

それから、最後のPR動画ですけども、PR動画につきましてお聞きしたかったのは、いったいそれは、どういったターゲットに向かって、いつの対象、例えば春とか秋とか、自然とか、そのターゲットをどこに持ってきて、そのPR動画を行うのか、そうしたことをちょっとお聞きしたかったんですけども、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） 佐藤議員からの質問ですけども、先ほどの説明、ちょっと不足していた箇所がありました。申し訳ございません。

今回の児童手当の改正につきましては、簡単にご説明させていただきますが、支給対象者のほうが、これまでの中学生から高校生まで拡大されております。また、所得制限も撤廃されております。あわせて手当の月額につきましても、おおむね第3子以降につきましては1万5,000円から3万円まで倍額、拡大しております。あわせて第3子を数えるカウントの方法ですが、これまで高校生だったものが大学生相当ということで、22歳に到達する年度までをカウントする方法となったことから、児童手当のほうについては、全体的に支出のほうが増額するというようなことでの増額補正となっております。

また、町の負担につきましては、先ほどご説明したように全体的には国が大きく負

担するところではありますが、道の部分もありまして、先ほどの説明の重複となりますけれども、町の負担6分の1が9分の1、若しくは15分の1というような形で、年齢そして被用者、非被用者の部分に応じて町の負担も減っているというようなどころでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） 国営農地の関係の予算の委託料の関係ですが、先ほど補佐のほうから説明をいたしましたけれども、祝賀会の前段にある完工式、そちらがメインのイベントになりますが、これにつきましては国が10月ごろに札幌市内の幾つかの会社というふうには聞いていますが、指名競争入札で発注するということ。その決まった会社に随意契約をしたいというのが町の後段に行う祝賀会の部分です。

議員の質問にありました食事関係の賄いの部分については、津別町内で発注をして行っていくということを前提に、今、国というか網走開発建設部とも話ししておりますので、町内でお願いできるというようなことで進めることになっております。

それから次の観光の関係のPR事業ですけど、ちょっと手元に資料を持ち合わせていなかったもので、大変詳しいところはあれですが、ターゲット的な、映像の中身的には四季折々、1年通しての画像になって、今、この時期から作成すると春の時期、夏の時期の映像、画像となりますが、既存の持ち合わせている部分の映像なども使いながら、そこで編集をしていくということになっています。

ターゲットについては、各自治体にも、これがテレビ放送されるものです。付加価値として、いただいて町内でデジタルサイネージ云々になりますが、基本的には放送される番組というか、PR動画になります。これを各道内の自治体に事業を進めていく中で、はじめの段階で津別町のほうにお声がけをいただきました。これを津別町で出来上がった画像を各自治体のほうに、こういう動画なんですというふうに使いながら、また、先ほど言いましたが放送にのせながらということ使っていくPR動画というふうになると聞いております。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 最後のPR動画の件ですけれども、コロナ明けということで、

インバウンドが回復してくるということであれば、そういったものがインバウンドのほうに流れるようなPR動画が出来上がって、また、それをテレビ局でお世話してくれるとか、そういう話ならタイムリーだなと思ったんですけども、そういう部分がないということであれば、せっかくこれだけのものをつくって、何か町のサイネージだけで流すというんだったら、ちょっと効果が足りないかなと思うので、ぜひ著作権はこちらにあるということであれば、ほかの活用方法も検討していただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） サイネージだけでなく、先ほどちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、HTB、6チャンネルだったと思いますが、テレビ放送が複数回されるということがあって、そのできたものがこちらのほうで持てるというようなことになっています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 06分

再 開 午後 1 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 52 号 令和 6 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 52 号についてご説明申し上げます。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出の予算の総額から 2,454 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 9,150 万 3,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明いたします。

補正の理由につきましては、令和 5 年度実績に基づく低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴う増額と、同様に令和 5 年度実績に基づく介護給付費負担金等の超過交付分の返還に伴う増額補正をするものです。

はじめに、歳出から説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

5 ページ、款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金は、低所得者保険料軽減負担金の追加交付として、介護給付費準備金の積立金の補正で 4,000 円の増額です。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 2 国庫支出金等償還金は、令和 5 年度介護給付費負担金および地域支援事業超過返還金として、介護給付費等負担金超過交付金償還金の補正で 2,454 万 2,000 円の増額です。

続いて、歳入をご説明いたします。3 ページにお戻りください。

款 4 道支出金、項 1 道負担金、目 2 低所得者保険料軽減負担金は、低所得者保険料軽減負担金の追加交付として 4,000 円の増額です。

款 6 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、歳出でご説明いたしました令和

5年度分の返還分繰り入れによるもので、2,454万2,000円の増額です。

最初の補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を、次ページの第1表で款項ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第53号 令和6年度津別町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第53号についてご説明申し上げます。

主な補正の理由といたしましては、下水道管理センター耐震診断業務の追加による補正となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第2条収益的収入及び支出における収入につきまして、下水道事業収益を1,876万7,000円増額し5億2,080万5,000円とし、支出の下水道事業費用を1,876万7,000円増額し5億1,621万9,000円とするものであります。

こちらにつきましては、下水道管理センター汚泥投入棟の耐震診断業務を履行中ですが、計画では次年度に予定していた水処理棟の耐震診断業務を1年前倒し、随意契約を行うことにより経費の節減を図るため追加するものです。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費につきまして、下水道管理センター耐震診断業務に係る委託料として1,876万7,000円の増額です。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項2営業外収益につきましては、説明させていただきました処理場費の増に伴う財源といたしまして、目1他会計補助金の一般会計補助金で938万4,000円、目2補助金の国庫補助金で938万3,000円の増額です。

条文にお戻りいただきまして、第3条につきましては他会計からの繰入金及び補助金につきまして、処理場費に充てるものを増額し4,202万5,000円とするものであります。

以上、議案第53号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、認定第1号 令和5年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第18、認定第6号 令和5年度津別町下水道事業会計決算の認定についてまでの6件は、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までの6件を一括議題とします。

お諮りします。

これら6件については、会議規則第39条第2項の規定により内容の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか、意見を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） ただいま上程となりました、決算認定のための審査については、昨年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特

別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの会期中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(鹿中順一君) ただいま、村田政義君から一般会計ほか特別会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの村田政義君の動議を議題といたします。

本動議のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思います。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名した諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時28分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長には佐藤久哉議員、副委員長には巴光政議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書案第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、全文を読み上げ説明とさせていただきます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道

路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬季間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取り組みをより一層推進するため、記以下の6項目について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか各大臣であります。

皆さまのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第8号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書について、読み上げて賛同をよろしくお願いいたします。

厚生労働省は、平成25年以来11年間で物価が8.1%上昇する中、年金支給率は0.8%

の上昇で、差し引き 7.3%を減額する改定を行った。令和 5 年度も物価上昇 2.5%の中、年金は 1.9%の引き上げにとどまり、実質 0.6%の削減となった。

この間に消費税が 5%から 10%に引き上げられ、一部の後期高齢者医療費窓口負担 2割に増え、介護保険料の引き上げが年金減額改定の中、実施された。

物価上昇が高齢者の家計を圧迫し、食費さえ切り詰め、北海道では暖房費を節約するため寒い部屋で過ごしている高齢者も少なくない。そのため、年金だけでは生活を支えきれず、生活保護に移行する例が増えており、生活保護世帯全体の 55.4%を高齢者が占めるまでに至っている。特に深刻なことは女性の低年金である。女性の年金生活者は 85.2%が月額 10 万円以下で生活している。

さらに、厚生労働省は基礎年金は今後 30 年で約 30%減額される計画であると試算している。もしそうになると、現役世代の年金が将来、大幅に減額されることになり現在の若者にとっても大きな問題となる。

18 歳の若者への意識調査によれば、「年金制度の維持が難しくなっている」と答えた若者が半数近くに上り、半数以上の若者が「現在の年金制度について」改革が必要であると回答するなど若者が年金制度に不安を持っていることが明らかになっている。当面、高齢者の危機的状況を早急に改善するために、そして高齢者も若者も安心して老後を暮らせるようにするために、以下のことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

以上、皆さまの賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書について読み上げて提案させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関して、昨年の5類移行後も行われていた抗ウイルス薬や入院費の自己負担を軽減するなどの支援制度が令和6年3月末で終了した。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要である。しかしこの間、窓口負担の経過措置終了により、抗ウイルス薬は約1万5,000円から約3万円（3割負担の場合）にもなる高い自己負担を理由に処方避ける傾向が広く生じていると報道されている。

また、秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担も、65歳以上と60歳から64歳で重い基礎疾患を持つ場合は最大で7,000円、それ以外の場合は1万5,000円程度になると言われており、ワクチン接種を希望しても高額のために接種できない場合が出ることも懸念される。

新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し命と健康を守るために以下のとおり要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上、賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

意見書案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、意見書案第 10 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、巴光政君。

○6 番（巴 光政君） [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 10 号について、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について、読み上げて賛同を得たいと思います。

国連は、昭和 54 年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は昭和 60 年に批准した。さらに平成 11 年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成 12 年に発効した。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものであり、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してこなかったが、平成 15 年国連女性差別撤廃委員会は、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘し、早期批准を勧告している。令和 3 年、女性差別撤廃条約の締結国 189 カ国のうち 115 カ国が批准している。

女性差別撤廃条約の締結国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。しかし、世界経済フォーラムが令和 6 年 6 月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は 146 カ国中 118 位と低迷しており、国際的な水準にたつて、女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題である。

政府は第 5 次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進

め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

よって、政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）であります。

以上、読み上げましたので、皆さまのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、報告第 8 号 令和 5 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 9 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第

1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、報告第 10 号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、令和 5 事業年度事業報告及び決算、令和 6 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、報告第 11 号 北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況についてを議題とします。

町長から、令和 5 事業年度事業報告及び決算、令和 6 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、報告第 12 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 5 年度 5 月分、令和 6 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。
これで令和6年第5回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後 1時50分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員